



密輸防止に関する覚書

不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸は、我が国の経済、社会、財政及び国民の安全並びに合法的な国際貿易に関係する全ての当事者の利益にとって有害であること

不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸を防止するため、税関が監視取締りを強化する必要があること

近年の申告件数の急増により、そのような取締りの強化は、合法的貿易に従事している輸出入者及びその関係者に対し、影響を及ぼす可能性があること

輸出入者のコンプライアンス向上が、不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸に対する取締り等において、税関にとって有意義なものであること

また、コンプライアンス向上は、通関業者及びその顧客等合法的貿易に従事する全ての当事者にとっても有益なものであること

を認識のうえ、不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸防止のために財務省関税局と一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会は次のとおり合意した。

- (1) 税関の密輸防止に関する施策について、一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会は日本輸出入者標準コード登録者に周知徹底を図ること。
- (2) 関税局・税関及び一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会は、日本輸出入者標準コード登録者の適正通関のための制度理解向上について協力すること。

なお、この覚書及びガイドラインは、法令に基づく義務を免除するものでないことを確認する。

2025年6月17日

財務省関税局長

高村泰夫

一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会理事長

官本史昭